

第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

昭和26年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピークがあり、過去10年間では平成16年のピークを境に減少し、以降漸減しています。平成26年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は6,691人で、前年より167人増加しました。犯罪少年は53人減少し534人、触法少年は93人減少し178人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は21人増加し60人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は292人増加し5,919人の補導となっています。

用語の概念

犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者（交通関係を除く。）

触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く。）

ぐ犯少年とは……20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者

刑法犯少年とは……刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

特別法犯少年とは……特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

凶悪犯……殺人、強盗、強姦、放火をいう。

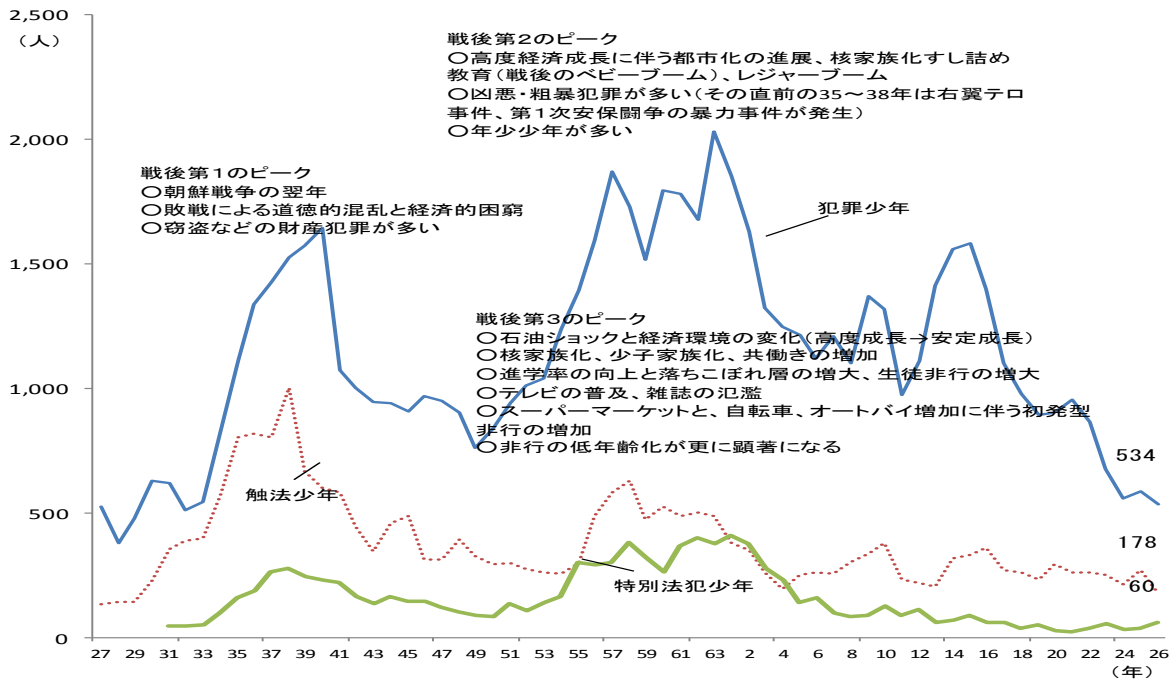
粗暴犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。

知能犯……詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯……と博、わいせつをいう。

少年人口……平成26年10月1日を基準にした推計人口

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



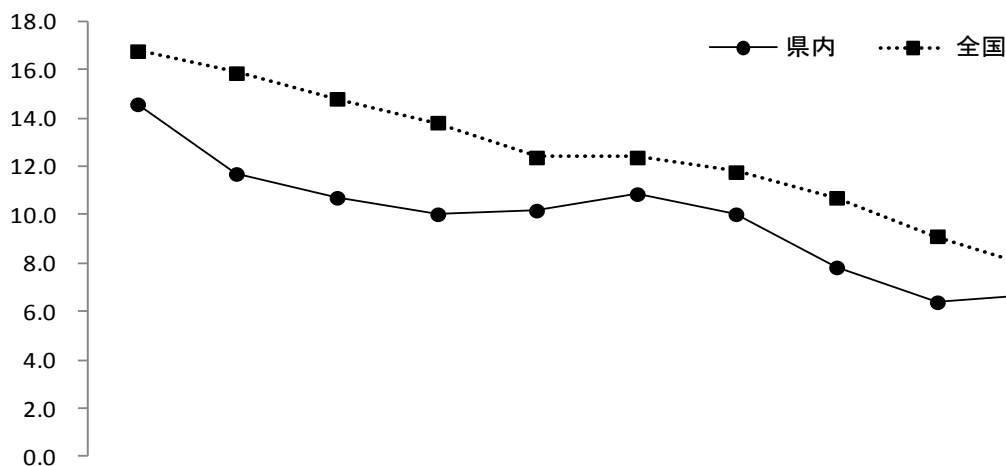
(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。
特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



年次別	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
県内	14.6	11.7	10.7	10.0	10.2	10.9	10.0	7.8	6.4	6.7	6.1
全国	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8

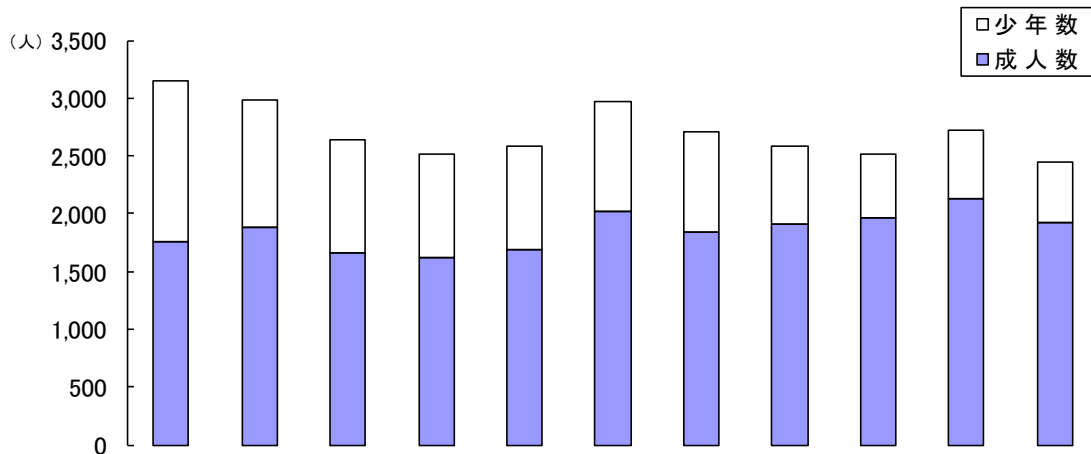
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成26年中の成人を含む刑法犯検挙・補導人員は2,630人で、このうち少年（触法少年を含む。）は712人で全体の27.1%を占め、前年に比較して1.6ポイント減少しています。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



年次	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
全刑法犯数	3,152	2,988	2,639	2,517	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452
成人数	1,754	1,887	1,659	1,622	1,682	2,015	1,840	1,909	1,960	2,128	1,918
少年数	1,398	1,101	980	895	903	956	865	675	559	587	534
少年の占める率											
本 県	44.4	36.8	37.1	35.6	34.9	32.2	32.0	26.1	22.2	21.6	21.8
全 国	34.7	32.0	29.4	28.2	26.8	27.1	26.6	25.4	22.8	21.5	19.3

（備考）触法少年を含まない。

（資料）滋賀県警察本部少年課

2. 罪種別刑法犯少年

平成26年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗が470人と全体の66.0%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の74.9%を占めています。

第7-2-2表 罪種別刑法犯少年の状況（平成26年）

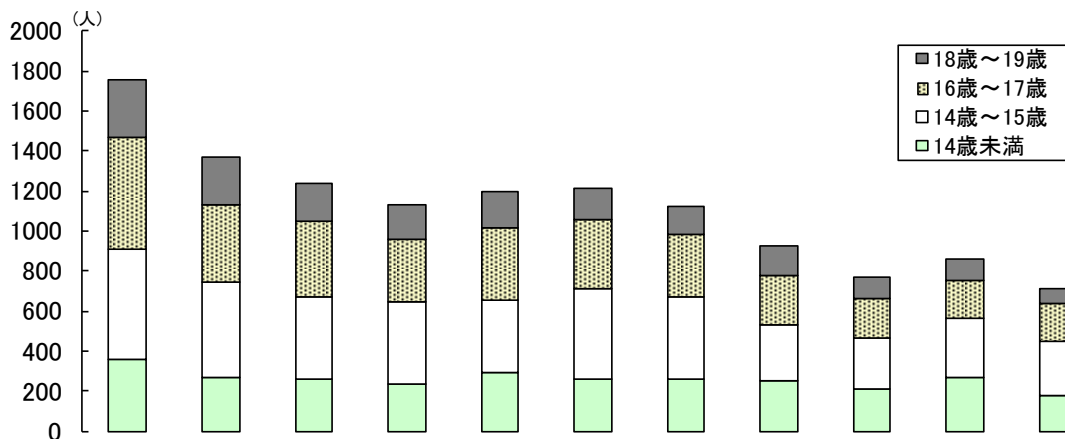
区分	単位（人）							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯		2	1	2		3	2	10
粗暴犯		5	61	20	3	17	10	116
窃盗犯		34	230	135	4	35	32	470
知能犯				2		3	2	7
風俗犯			5	2		1	1	9
その他		7	46	29	7	4	7	100
合 計	0	48	343	190	14	63	54	712

（資料）滋賀県警察本部少年課

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年は、平成15年をピークに減少傾向にあり、平成20年・21年に増加したものの再び減少しています。平成26年は712人となり、前年に比べて146人減少しました。刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳～17歳の少年が約50%～70%を占めています。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢別推移



年次 区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
14歳未満	359	272	263	236	296	262	261	252	213	271	178
14歳～15歳	555	474	409	409	358	453	411	278	253	296	275
16歳～17歳	555	386	379	314	363	340	311	250	201	185	186
18歳～19歳	288	241	192	172	182	163	143	147	105	106	73
合計	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199	1,218	1,126	927	772	858	712

(資料) 滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の学職別推移を見ると、平成26年中は前年より学生生徒が減少し、有職少年と無職少年が増加しています。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

年次別 区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
学生生徒	1,392	1,135	1,002	929	1,009	1,019	972	788	682	749	595
有職少年	177	110	125	90	99	87	75	66	43	62	63
無職少年	188	128	116	112	91	112	79	73	47	47	54
合計	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199	1,218	1,126	927	772	858	712

(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

平成26年中の犯罪少年534人について男女別をみると、男子426人（79.8%）、女子108人（20.2%）となっています。全国の男女別比率は、男子85.5%、女子14.5%です。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

区分		年次別		単位（人・%）								
		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
合 計		1,398	1,101	980	895	903	956	865	675	559	587	534
犯 罪 少 年	男 子	1008	825	726	642	712	710	676	567	459	464	426
	女 子	390	276	254	253	191	246	189	108	100	123	108
	女子の占める割合	27.9	25.1	25.9	28.3	21.2	25.7	21.8	16.0	17.9	21.0	20.2
全国の女子の占める割合		24.5	24	23.1	23.5	22.0	20.5	20.0	19.2	17.7	16.6	14.5

区分		年次別		単位（人・%）								
		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
合 計		359	272	263	236	296	262	261	252	213	271	178
触 法 少 年	男 子	247	203	211	181	239	196	187	191	172	226	154
	女 子	112	69	52	55	57	66	74	61	41	45	24
	女子の占める割合	31.2	25.4	19.8	23.3	19.3	25.2	28.4	24.2	19.2	16.6	13.5

（資料）滋賀県警察本部少年課

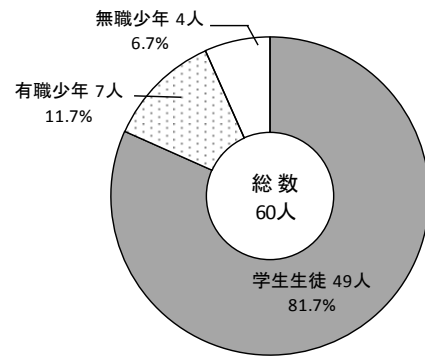
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

平成26年中に検挙・補導した特別法犯少年60人について法令別にみると、「軽犯罪法違反」が最も多くなっています。

また、学職別にみると、学生生徒81.7%、有職少年11.7%、無職少年6.7%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の補導状況

法令	年次別	単位(人)					
		21年	22年	23年	24年	25年	26年
軽犯罪法		4 (3)	9 (5)	7 (3)	17 (15)	19 (10)	36 (1)
銃砲刀剣類所持等取締法		1	3 (2)	2	3 (1)	1	5
覚せい剤取締法		4		1		2	1 (1)
毒物及び劇物取締法		2		1			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		3	2	2	4	4	1
県青少年の健全育成に関する法律				2	1	1	2
その他		10 (1)	23 (2)	20 (3)	8	12	15 (2)
合計		24 (4)	37 (9)	35 (20)	33 (16)	39 (10)	60 (4)

(備考) 交通関係法令を除く。()は触法で内数。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. シンナー等乱用少年

平成26年中、シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年はありませんでした。

第7-3-3表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

学職別	年次別	単位(人)										
		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数		41	18	9	9	4	2		1			
学生・生徒	中学生	4	2									
	高校生	5	2	2		1						
	その他		1									
	小計	9	5	2		1						
有職少年		12	1	5	3	2	2					
無職少年		20	12	2	6	1			1			

(注) 不良行為としての補導を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 覚せい剤乱用少年

平成26年中、特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は1人でした。

第7-3-4表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

		単位（人）										
年次	区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総	数	3	5	1	3	3	4				2	1
	学生生徒	1			1		1		1			
	有職少年	2	2		1	1	1				2	1
	無職少年		3	1	1	2	2					

（資料）滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

平成26年中に補導した不良行為少年は5,915人で、前年より295人増加しました。その内容をみると、深夜はいかいが3,127人（52.9%）、次いで喫煙2,118人（35.8%）となっています。

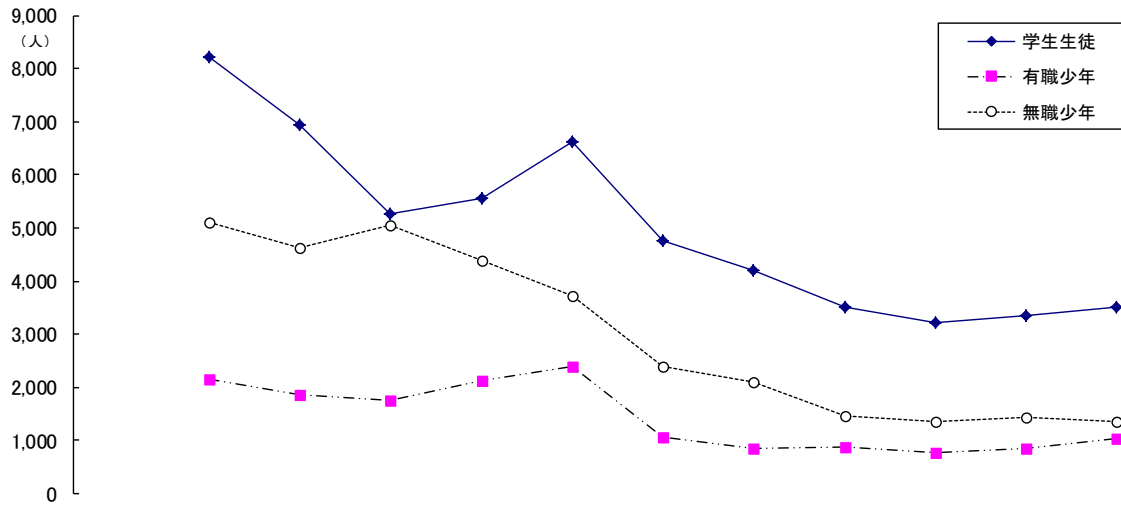
学職別に年次別推移をみると、平成26年中は高校生・その他学生・無職少年が減少しましたが、小学生・中学生・有職少年にあっちはいずれも増加しました。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

		単位（人）					
行為別	年次	21年	22年	23年	24年	25年	26年
喫煙		3,671	3,227	2,236	2,074	2,230	2,118
深夜はいかい		4,022	3,382	3,201	2,872	2,904	3,127
粗暴行為		37	50	43	41	107	163
暴走行為		19	24	40	26	13	33
怠学		309	335	205	173	222	275
飲酒		86	38	30	64	63	68
家出		52	54	62	57	44	59
不健全娯楽		4	8	7	6	12	10
無断外泊		5	12	3	7	9	27
その他		11	9	19	19	16	35
合計		8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915

（資料）滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の年次別推移



学職別 \ 年次別		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
学 生 生 徒	小 学 生	47	29	29	18	41	29	22	36	48	30	58
	中 学 生	2,769	2,355	1,447	1,940	2,916	2,046	1,979	1,416	1,371	1,616	2,106
	高 校 生	4,675	4,034	3,512	3,404	3,501	2,574	2,057	1,933	1,724	1,455	1,270
	その他学生	724	516	265	189	175	117	139	130	85	249	76
学 生 生 徒		8,215	6,934	5,253	5,551	6,633	4,766	4,197	3,515	3,228	3,350	3,510
有 職 少 年		2,144	1,850	1,744	2,133	2,384	1,053	856	880	764	848	1,040
無 職 少 年		5,104	4,615	5,056	4,383	3,718	2,397	2,086	1,451	1,347	1,422	1,365
合 計		15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

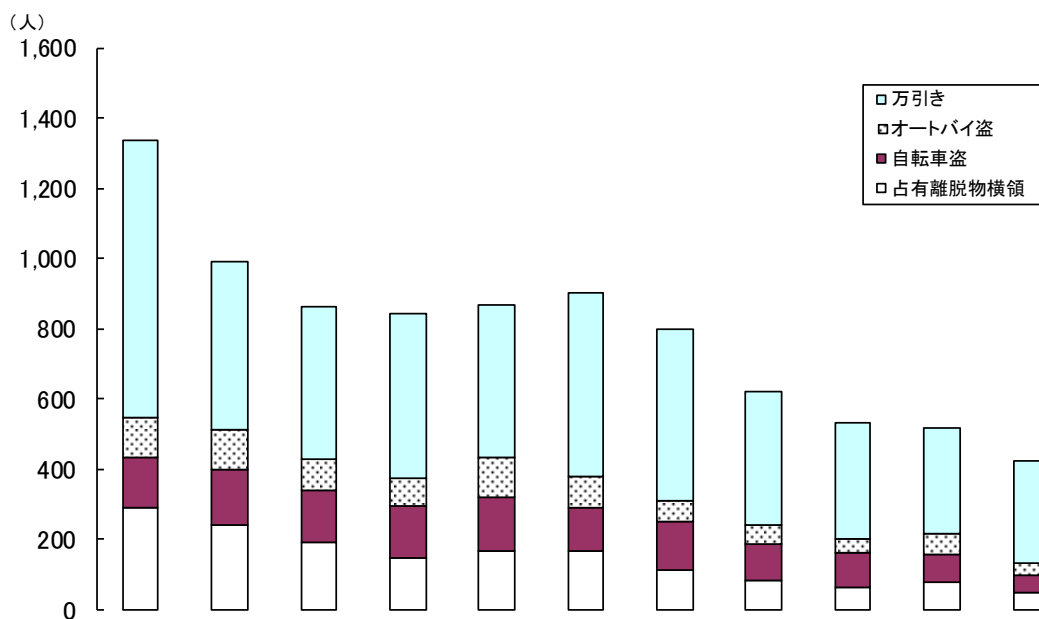
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第5節 初発型非行

1. 初発型非行の現状

平成26年中に刑法の罪で712人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は421人と依然として多く、万引きが69.1%、自転車盗が11.4%、占有離脱物横領11.4%、オートバイ盗8.1%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も59.1%と極めて高くなっています。

第7-5-1図 初発型非行少年の推移



区分 \ 年次	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
占有離脱物横領	288	239	192	146	165	167	112	81	63	75	48
自 転 車 盗	146	159	145	149	154	120	138	105	97	79	48
オ ー ト バ イ 盗	114	112	89	77	113	89	57	53	42	60	34
万 引 き	790	479	438	468	436	527	489	383	330	301	291
計	1,338	989	864	840	868	903	796	622	532	515	421

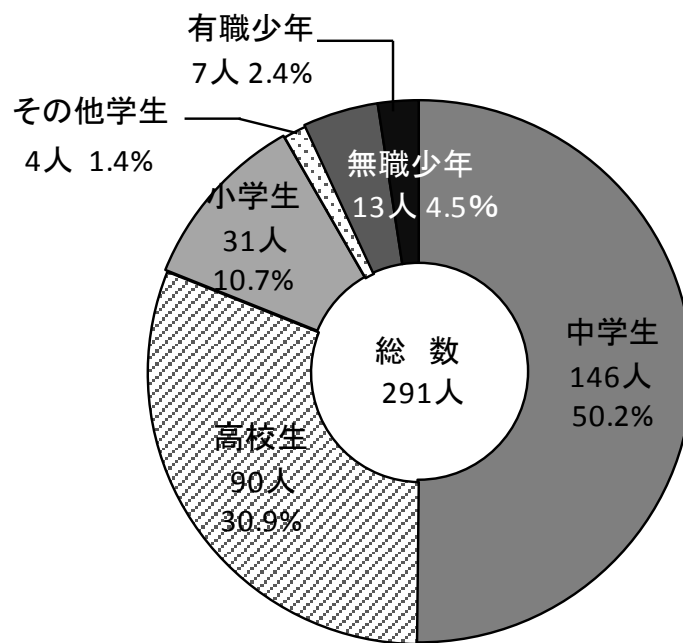
(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の93.1%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が50.2%、高校生が30.9%を占めています。

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況



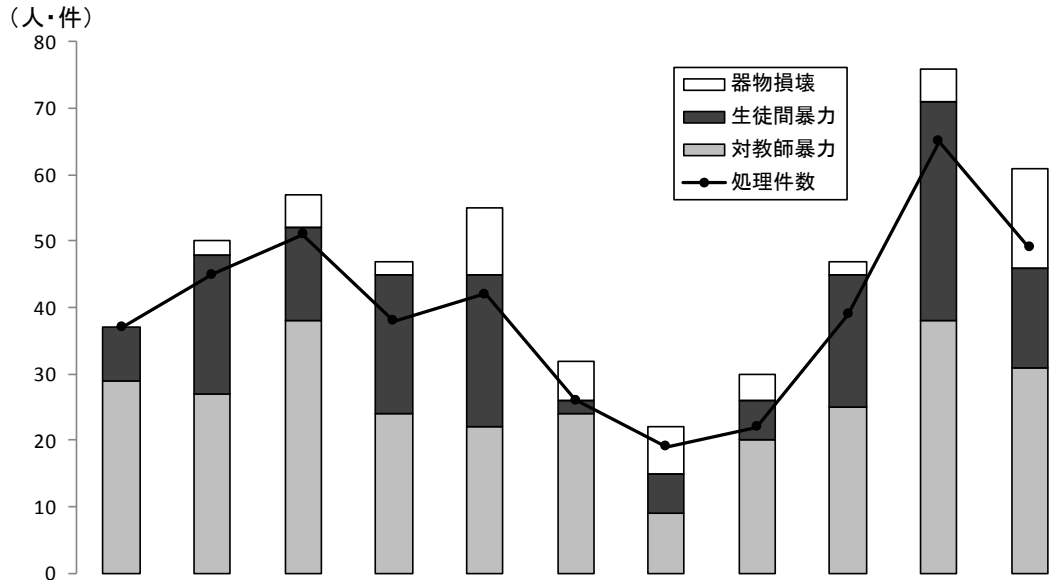
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第6節 校内暴力

平成26年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は61人で、前年より15人減少しました。

また、教師に対する暴力については、31人（前年38人）が検挙・補導されました。

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員



年次別		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
検挙・補導人員	小学生	1	1	1	1	1					2	3
	対教師暴力			1								2
	生徒間暴力	1	1		1	1						1
	器物損壊										2	
	中学生	35	46	55	43	54	32	21	29	44	72	57
	対教師暴力	29	27	36	24	22	24	8	20	25	38	29
	生徒間暴力	6	17	14	18	22	2	6	5	17	31	13
	器物損壊		2	5	1	10	6	7	4	2	3	15
	高校生	1	3	1	3			1	1	3	2	1
	対教師暴力			1				1				
	生徒間暴力	1	3		2				1	3	2	1
	器物損壊				1							
処 理 件 数	37	45	51	38	42	26	19	22	39	65	49	
	(29)	(27)	(35)	(20)	(22)	(21)	(9)	(15)	(24)	(38)	(31)	

(備考) () 内は対教師暴力事件で内数

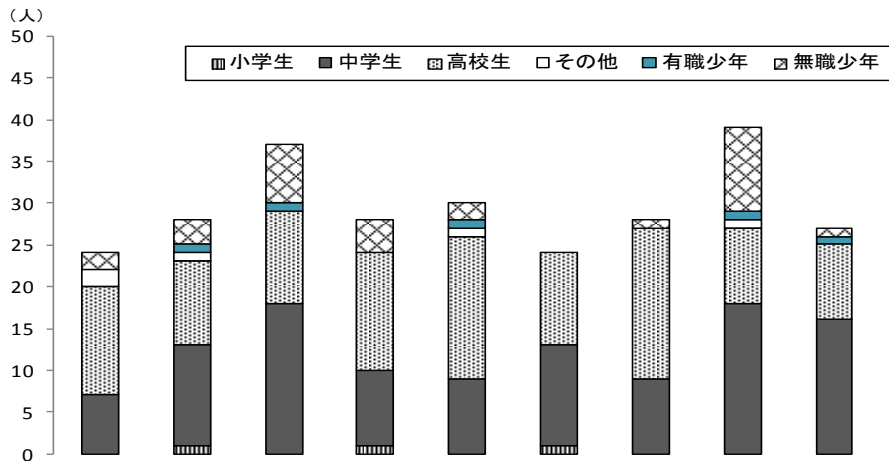
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7節 性非行

1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は46人で前年より11人増加しており、学職別でみると高校生27人、中学生11人、小学生3人、その他学生1人、無職少年3人、有職少年1人でした。

第7-7-1図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移



年次別	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
学職別											
小学生		1		1		1					3
中学生	7	12	18	9	9	12	9	18	16	11	11
高校生	13	10	11	14	17	11	18	9	9	21	27
その他	2	1			1			1			1
有職少年		1	1		1			1	1	2	1
無職少年	2	3	7	4	2		1	10	1	1	3
合計	24	28	37	28	30	24	28	39	27	35	46

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 性の逸脱のきっかけ

少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、SNSや掲示板等のうち出会い系サイトはなくなり、変わってその他のウェブサイト利用が最も多くなっています。

第7-7-2表 性の逸脱の手段の推移

区分	年次別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
性の逸脱行為をした少年		30	24	28	39	27	35	46
出会い系サイト		13	5	4	2			
その他のウェブサイト				10	16	13	26	27
テレクラ・ツーショット		3		3			1	
ナンパ					7	1	1	
友達・恋人		4	2	4			6	1
知り合い		2		4	4	8		11
紹介		2	5	1	9	3		4
その他		6	12	2	1	2	1	3

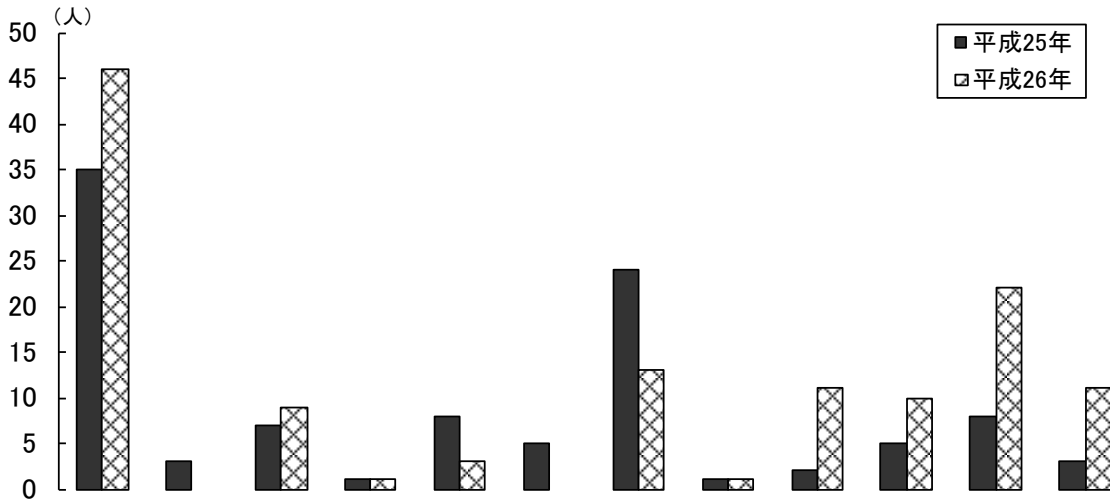
(備考) ここでいう「その他のウェブサイト」とは、SNSや掲示板など異性との出会いを求めたもの以外のサイトをいう。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-3図のとおりとなっています。

第7-7-3図 性の逸脱行為の動機別状況



動機別 年次別	総 数	自らすすんで						誘われて				その他
		遊ぶ 金が 欲し くて	興 味・ 好 奇 心 か ら	セ ッ ク ス が 好 き で	特 定 の 男 が 好 き で	そ の 他	小 計	遊ぶ 金が 欲し くて	興 味・ 好 奇 心 か ら	そ の 他	小 計	
平成25年	35	3	7	1	8	5	24	1	2	5	8	3
平成26年	46		9	1	3		13	1	11	10	22	11
増減	11	-3	2	0	-5	-5	-11	0	9	5	14	8

(備考) ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、

- 売春防止法第2条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
- 児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行した児童
- 児童買春・児童ポルノ法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童
- 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項、3項、5項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノに描写された児童
- 滋賀県青少年健全育成条例の「いん行またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となった少年
- 刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫した女子少年
- 健全育成上支障のある性的行為をしていた少年

をいう。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第8節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数、構成員数及び走行回数とともに減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が強くなってきています。

その一方で、「旧車會（暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ）」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

また、全国的には、暴走族のグループ数・構成員数・走行回数は減少していますが、刑法犯罪は、暴走族間のトラブルによる殺人・殺人未遂事件、暴走族構成員による高校敷地内への建造物侵入事件、公務執行妨害事件等が発生しています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

平成26年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として162人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は256人となっています。

年別	区分	暴走族容疑者
11年		553人
12年		537人
13年		601人
14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人
24年		238人
25年		252人
26年		256人

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齢別、学職別構成

把握した256人については、少年が57.4%を占めています。

少年のうち、年齢別では17歳が20.3%と多く、次いで18歳の15.2%となっています。

また、学職別では、無職者が18.8%と最も多くなっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553
12	392	7	30	96	141	118	145	537
13	460	39	76	123	123	99	141	601
14	397	19	37	110	144	87	106	503
15	347	18	38	76	118	97	131	478
16	296	12	24	70	86	104	127	423
17	247	14	17	52	83	81	188	435
18	246	12	39	63	71	61	126	372
19	202	11	30	43	58	60	115	317
20	202	3	24	51	64	60	123	325
21	172	2	12	36	68	54	180	352
22	142	3	6	15	46	72	173	315
23	115	3	16	33	28	35	142	257
24	153	8	21	48	45	30	85	238
25	159	7	29	41	47	35	93	252
26	147	4	27	52	39	25	109	256

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

年次	学職別						店員	自動車 関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他				
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352
22	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315
23	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257
24	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238
25	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数ともに減少しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台での散発的なゲリラ暴走が主流となっています。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

年次	区分	暴走回数(回)	暴走人数(人)	参加車両(台)		
				二輪(台)	四輪(台)	
平成11		137	2,017	1,076	899	177
12		116	1,741	955	868	87
13		139	1,188	783	760	23
14		190	2,619	1,403	1,192	211
15		151	1,612	870	850	20
16		80	939	526	429	97
17		123	1,382	700	636	64
18		124	982	502	474	28
19		87	909	483	470	13
20		110	786	467	465	2
21		136	890	683	454	229
22		131	587	402	401	1
23		89	354	277	267	10
24		98	370	301	301	0
25		97	509	371	362	9
26		86	389	288	288	0

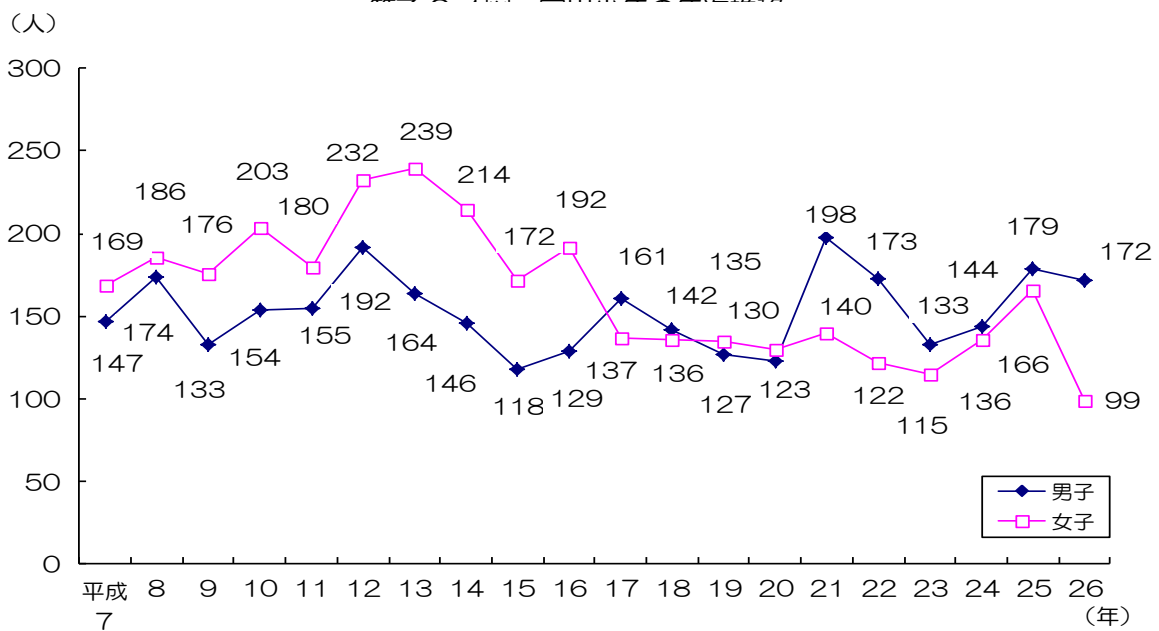
(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第9節 家出少年

平成 26 年中に警察へ捜索願出のあった家出少年は 271 人で、前年に比べて 74 人減少しました。これを男女別にみると、男子は 172 人と前年同期比 7 人、3.9%、女子は 99 人と前年同期比 67 人、40.4%の減少となりました。

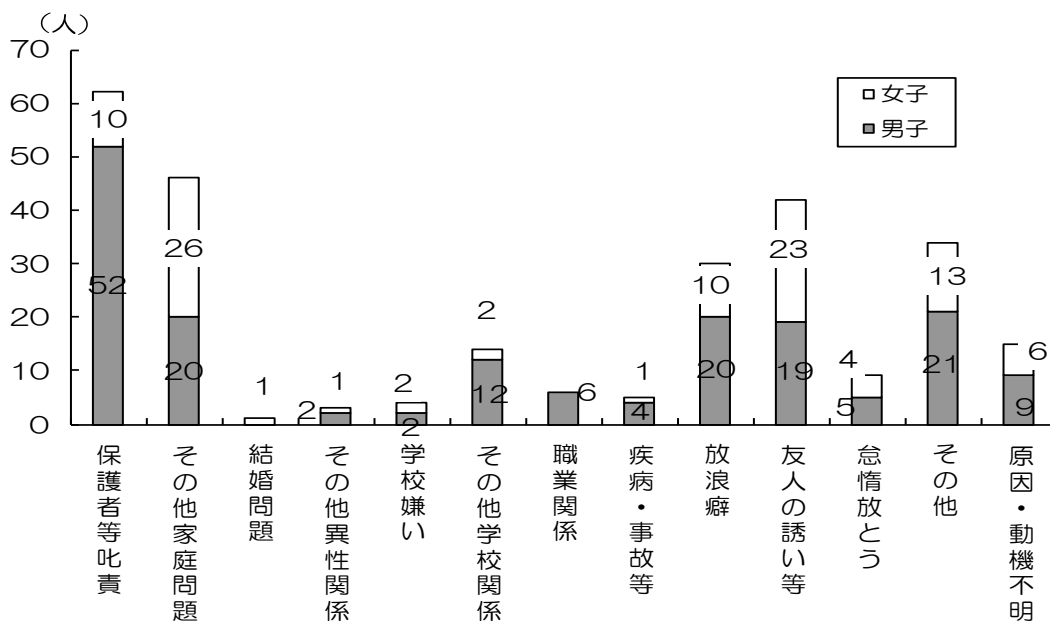
家出少年を学職別にみると、小・中学生が 125 人と最も多く、全体の 46.1%を占め、次いで高校生が 76 人となっています。

家出の原因・動機は「保護者等叱責」が 62 人と最も多く、次いで「その他家庭問題」が 46 人となっています。



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第7-9-2図 家出少年の原因・動機別状況 (平成24年中)



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第10節 いじめ

平成26年度にいじめを認知した公立学校の数は、小学校171校、中学校84校、高等学校40校の合計295校でした。認知件数は小学校838件、中学校505件、高等学校137件の合計1480件で、平成25年度と比べて小学校で124件増加、中学校で36件増加、高等学校で48件増加しました。

このように認知件数が大きく増加したのは、各学校が早期の段階から積極的にいじめを認知し、早期発見と適切な対応に努めようとした結果の現れであると認識しています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという視点に立って、未然防止、早期発見、早期対応に向けての取組を進めていきます。

第7-10-1表 小学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数
平成22年度	62	106	26.5	1.23	7,732	36,520	35.7	5.32
平成23年度	64	106	27.5	1.24	6,846	32,705	31.9	4.84
平成24年度	143	434	61.9	5.16	11,055	116,259	52.2	17.50
平成25年度	163	714	71.2	8.55	10,118	117,688	48.6	17.95
平成26年度	171	838	75.0	10.14	11,413	121,635	55.5	18.77

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-2表 中学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成22年度	34	63	33.7	1.56	5,719	32,368	57.2	9.88
平成23年度	38	69	37.6	1.68	5,387	29,636	54.2	9.01
平成24年度	85	314	84.2	7.61	7,104	60,931	71.8	18.63
平成25年度	82	469	82.0	11.38	6,591	53,646	67.2	16.43
平成26年度	84	505	84.0	12.29	6,764	51,200	69.5	15.81

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-3表 高等学校（県立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成22年度	17	34	32.7	1.08	1,822	5,474	42.5	2.33
平成23年度	16	32	30.8	1.02	1,664	4,648	39.3	1.99
平成24年度	31	81	59.6	2.58	2,404	13,009	57.3	5.60
平成25年度	33	89	62.3	2.78	1,966	8,933	46.6	3.77
平成26年度	40	137	72.7	4.23	2,095	9,181	49.9	3.88

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課